

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年10月7日

【会社名】 株式会社アイモバイル

【英訳名】 i-mobile Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 田中 俊彦

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区桜丘町22番14号 N.E.S.ビルN棟 2階

【電話番号】 03-5459-5250(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 富重 眞栄

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区桜丘町22番14号 N.E.S.ビルN棟 2階

【電話番号】 03-5459-5290

【事務連絡者氏名】 取締役 富重 眞栄

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 854,280,600 円
(注) 募集金額は、会社法上の払込金額の総額であります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年9月23日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、その他の者に対する割当823,800株の募集の条件、その他この新株式発行に関し必要な事項を平成28年10月6日開催の取締役会において決定したため、これらに関する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

2 株式募集の方法及び条件

(1) 募集の方法

4 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

(2) 手取金の使途

募集又は売出しに関する特別記載事項

オーバーアロットメントによる売出しとシンジケートカバー取引について

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	823,800(注) 2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、1単元の株式数は100株であります。

- (注) 1 平成28年9月23日開催の取締役会決議によっております。
- 2 発行数については、平成28年9月23日開催の取締役会において決議された第三者割当による自己株式の処分に係る募集株式数であります。本有価証券届出書の対象とした募集(以下、「本募集」という。)は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。
- 3 平成28年9月23日開催の取締役会決議に基づき行われる当社普通株式3,330,000株の自己株式の処分に係る一般募集(以下、「一般募集」という。)及び2,220,000株の引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、株式会社SBI証券証券が当社株主である田中俊彦(以下、「貸株人」という。)より823,800株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。本募集は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、株式会社SBI証券を割当先とし、払込期日を平成28年11月30日とする当社普通株式823,800株の第三者割当による自己株式の処分(以下、「本件第三者割当による自己株式の処分」という。)であります。
- また、株式会社SBI証券は、平成28年10月27日から平成28年11月22日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しにかかる売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。株式会社SBI証券は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人への返却に充当し、当該株式数について、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当による自己株式の処分における処分株式数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当による自己株式の処分における最終的な処分株式数が減少する、または処分そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、株式会社SBI証券の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。
- 4 一般募集における自己株式の処分を中止した場合には、本件第三者割当による自己株式の処分も中止いたします。
- 5 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
 名称：株式会社証券保管振替機構
 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(訂正後)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	823,800(注)2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、1単元の株式数は100株であります。

- (注) 1 平成28年9月23日開催の取締役会決議によっております。
- 2 発行数については、平成28年9月23日及び平成28年10月6日開催の取締役会において決議された第三者割当による自己株式の処分に係る募集株式数であります。本有価証券届出書の対象とした募集(以下、「本募集」という。)は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。
- 3 平成28年9月23日開催の取締役会決議に基づき行われる当社普通株式3,330,000株の自己株式の処分に係る一般募集(以下、「一般募集」という。)及び2,220,000株の引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、株式会社SBI証券証券が当社株主である田中俊彦(以下、「貸株人」という。)より823,800株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。本募集は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、株式会社SBI証券を割当先とし、払込期日を平成28年11月30日とする当社普通株式823,800株の第三者割当による自己株式の処分(以下、「本件第三者割当による自己株式の処分」という。)であります。
- また、株式会社SBI証券は、平成28年10月27日から平成28年11月22日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しにかかる売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。株式会社SBI証券は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人への返却に充当し、当該株式数について、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当による自己株式の処分における処分株式数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当による自己株式の処分における最終的な処分株式数が減少する、または処分そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、株式会社SBI証券の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。
- 4 一般募集における自己株式の処分を中止した場合には、本件第三者割当による自己株式の処分も中止いたします。
- 5 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
- 名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

(訂正前)

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
募集株式のうち株主割当			
募集株式のうちその他の者に対する割当 (注) 1	823,800	868,285,200	
募集株式のうち一般募集			
発起人の引受株式			
計(総発行株式)	823,800	868,285,200	

- (注) 1 前記「1 新規発行株式」(注) 3に記載のとおり、本募集はオーバーアロットメントによる売出しに関連して株式会社SBI証券を割当先として行われる第三者割当の方法によります。
- 2 前記「1 新規発行株式」の(注) 3に記載のとおり、処分株式数が減少し、又は処分そのものが全く行われない場合があります。
- 3 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であり、前記「1 新規発行株式」の(注) 3に記載の処分株式数の減少により、減少する場合があります。
- 4 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。
- 5 当社と割当予定先との関係等は以下の通りであります。

割当予定先の氏名又は名称		株式会社SBI証券	
割当株数		823,800株 (注) 1	
払込金額		939,791,040円 (注) 2	
割当予定先の内容	本店所在地	東京都港区六本木一丁目6番1号	
	代表者の氏名	代表取締役 高村 正人	
	資本の額	47,937百万円	
	事業の内容	金融商品取引業	
	大株主	SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社100%	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	
		割当予定先が保有している当社の株式の数	
	取引関係	一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しにおける主幹事会社	
	人的関係		
当該株券の保有に関する事項			

- (注) 1 割当株数は、上記記載の株数であります。前記「1 新規発行株式」の(注) 3に記載のとおり、処分株式数が減少する場合があります。
- 2 払込金額は、一般募集における引受価額と同一の価格の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。また前記「1 新規発行株式」の(注) 3に記載のとおり、処分株式数の減少により払込金額も減少する場合があります。
- 3 資本の額、大株主及び出資関係は、平成28年8月31日現在におけるものであります。

(訂正後)

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
募集株式のうち株主割当			
募集株式のうちその他の者に対する割当(注)1	823,800	854,280,600	
募集株式のうち一般募集			
発起人の引受株式			
計(総発行株式)	823,800	854,280,600	

- (注) 1 前記「1 新規発行株式」(注)3に記載のとおり、本募集はオーバーアロットメントによる売出しに関連して株式会社SBI証券を割当先として行われる第三者割当の方法によります。
- 2 前記「1 新規発行株式」の(注)3に記載のとおり、処分株式数が減少し、又は処分そのものが全く行われない場合があります。
- 3 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、前記「1 新規発行株式」の(注)3に記載の処分株式数の減少により、減少する場合があります。
- 4 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。
- 5 当社と割当予定先との関係等は以下の通りであります。

割当予定先の氏名又は名称		株式会社SBI証券
割当株数		823,800株(注)1
払込金額		962,527,920円(注)2
割当予定先の内容	本店所在地	東京都港区六本木一丁目6番1号
	代表者の氏名	代表取締役 高村 正人
	資本の額	47,937百万円
	事業の内容	金融商品取引業
	大株主	SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社100%
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数
		割当予定先が保有している当社の株式の数
	取引関係	一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しにおける主幹事会社
人的関係		
当該株券の保有に関する事項		

- (注) 1 割当株数は、上記記載の株数であります。前記「1 新規発行株式」の(注)3に記載のとおり、処分株式数が減少する場合があります。
- 2 払込金額は、一般募集における引受価額と同一の価格の総額であり、一般募集における仮条件(1,220円～1,320円)の平均価格(1,270円)を基礎として算出した見込額であります。また前記「1 新規発行株式」の(注)3に記載のとおり、処分株式数の減少により払込金額も減少する場合があります。
- 3 資本の額、大株主及び出資関係は、平成28年8月31日現在におけるものであります。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
939,791,040	500,000	939,291,040

- (注) 1 新規発行による手取金の使途とは本件第三者割当による自己株式の処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本件第三者割当による自己株式の処分に係る諸費用の概算額であります。
- 2 払込金額の総額は、一般募集における引受価額と同一の価格の総額であり、有価証券届出書提出時点における見込み額であります。平成28年10月6日開催予定の取締役会で決定される会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。また、前記「1 新規発行株式」の(注)3記載の処分株式数の減少により、払込金額の総額及び差引手取概算額も減少する場合があります。
- 3 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
962,527,920	500,000	962,027,920

- (注) 1 新規発行による手取金の使途とは本件第三者割当による自己株式の処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本件第三者割当による自己株式の処分に係る諸費用の概算額であります。
- 2 払込金額の総額は、一般募集における引受価額と同一の価格の総額であり、一般募集における仮条件(1,220円~1,320円)の平均価格(1,270円)を基礎として算出した見込み額であります。平成28年10月6日開催の取締役会で決定された会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。また、前記「1 新規発行株式」の(注)3記載の処分株式数の減少により、払込金額の総額及び差引手取概算額も減少する場合があります。
- 3 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

上記の差引手取概算額上限939,291千円及び本件第三者割当による自己株式の処分と同日付をもって取締役会で決議された一般募集の手取概算額3,788,864千円については、当社グループの既存事業（注）1．の競争力強化を目的としたシステム投資、新規事業の創出・拡大のための成長投資及びM&Aを含めた事業拡大のための投資に充当する予定でございます。

既存事業の競争力強化を目的としたシステム投資としましては、既存事業の動画広告サービス及びDSP事業の拡大のためサーバー等機器の設備投資（注）2．を検討しており600,000千円を充当する予定であります。（平成30年7月期に400,000千円、平成31年7月期に200,000千円）

新規事業の創出・拡大のための成長投資については、新規の広告手法の開拓及び海外展開を実施していく想定であり900,000千円を充当する予定であります。（平成29年7月期に200,000千円、平成30年7月期に300,000千円、平成31年7月期に400,000千円）

M&Aを含めた事業拡大のための投資については、類似業種・業態等を対象企業として、シナジー効果が創出されるM&Aを実施していく予定であり残額全てを充当する予定であります。その中にはシナジー効果を持つベンチャー企業等に対するファンド投資・マイノリティ投資も含んでおります。M&Aにつきましては、現時点においてその具体的な内容や金額、充当時期について決定したものはございません。

数多くのプレイヤーが存在するインターネット広告市場では、事業の選択と集中等に伴うM&Aの潜在的な機会は多く、また今後さらに増加してくと当社では考えており、M&A実施の機会に際して機動的に対応するための資金を確保すること資金調達目的としています。しかしながら、何らかの理由で当社のM&Aを実施する機会がない場合、またそれに代わる事業拡大のための自社での投資を行わないと判断した場合は、財政状態を勘案しながら配当又は自社株買いなどの方法により、株主様への還元を行います。

なお、各々の具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針です。

(注) 1．既存事業の内容については、「第二部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容」をご参照ください。

(注) 2．設備投資の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」をご参照ください。

（訂正後）

上記の差引手取概算額上限962,027千円及び本件第三者割当による自己株式の処分と同日付をもって取締役会で決議された一般募集の手取概算額3,880,772千円については、当社グループの既存事業（注）1.の競争力強化を目的としたシステム投資、新規事業の創出・拡大のための成長投資及びM&Aを含めた事業拡大のための投資に充当する予定でございます。

既存事業の競争力強化を目的としたシステム投資としましては、既存事業の動画広告サービス及びDSP事業の拡大のためサーバー等機器の設備投資（注）2.を検討しており600,000千円を充当する予定であります。（平成30年7月期に400,000千円、平成31年7月期に200,000千円）

新規事業の創出・拡大のための成長投資については、新規の広告手法の開拓及び海外展開を実施していく想定であり900,000千円を充当する予定であります。（平成29年7月期に200,000千円、平成30年7月期に300,000千円、平成31年7月期に400,000千円）

M&Aを含めた事業拡大のための投資については、類似業種・業態等を対象企業として、シナジー効果が創出されるM&Aを実施していく予定であり残額全てを充当する予定であります。その中にはシナジー効果を持つベンチャー企業等に対するファンド投資・マイノリティ投資も含んでおります。M&Aにつきましては、現時点においてその具体的な内容や金額、充当時期について決定したものはございません。

数多くのプレイヤーが存在するインターネット広告市場では、事業の選択と集中等に伴うM&Aの潜在的な機会は多く、また今後さらに増加してくと当社では考えており、M&A実施の機会に際して機動的に対応するための資金を確保すること資金調達目的としています。しかしながら、何らかの理由で当社のM&Aを実施する機会がない場合、またそれに代わる事業拡大のための自社での投資を行わないと判断した場合は、財政状態を勘案しながら配当又は自社株買いなどの方法により、株主様への還元を行います。

なお、各々の具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針です。

（注） 1. 既存事業の内容については、「第二部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容」をご参照ください。

（注） 2. 設備投資の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」をご参照ください。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

オーバーアロットメントによる売出しとシンジケートカバー取引について

(訂正前)

当社は、平成28年9月23日開催の取締役会において、本件第三者割当による自己株式の処分とは別に、当社普通株式3,330,000株の自己株式の処分に係る一般募集(以下、「一般募集」という。)及び2,220,000株の引受人の買取引受による売出し(以下、「買取引受による売出し」という。)の決議を行っておりますが、一般募集及び買取引受による売出しにあたり、その需要動向を勘案した上で、主幹事会社である株式会社SBI証券が当社株主である田中俊彦(以下、「貸株人」という。)から823,800株を上限として借入れる当社普通株式の追加的な売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。本件第三者割当による自己株式の処分は、オーバーアロットメントによる売出しに際し、株式会社SBI証券が貸株人より借入れた株式の返却に必要な株式を取得させるために行われます。なお、当社は一般募集並びに買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに関し、平成28年9月23日に有価証券届出書を関東財務局長へ提出しております。

また、主幹事会社は、平成28年10月27日から平成28年11月22日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しにかかる売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人への返却に充当し、当該株式数について、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当による自己株式の処分における処分株式数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当による自己株式の処分における最終的な処分株式数が減少する、または処分そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

(訂正後)

当社は、平成28年9月23日開催の取締役会において、本件第三者割当による自己株式の処分とは別に、当社普通株式3,330,000株の自己株式の処分に係る一般募集(以下、「一般募集」という。)及び2,220,000株の引受人の買取引受による売出し(以下、「買取引受による売出し」という。)の決議を行っておりますが、一般募集及び買取引受による売出しにあたり、その需要動向を勘案した上で、主幹事会社である株式会社SBI証券が当社株主である田中俊彦(以下、「貸株人」という。)から823,800株を上限として借入れる当社普通株式の追加的な売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。本件第三者割当による自己株式の処分は、オーバーアロットメントによる売出しに際し、株式会社SBI証券が貸株人より借入れた株式の返却に必要な株式を取得させるために行われます。なお、当社は一般募集並びに買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに関し、平成28年9月23日に有価証券届出書を、平成28年10月7日に有価証券届出書の訂正届出書をそれぞれ関東財務局長へ提出しております。

また、主幹事会社は、平成28年10月27日から平成28年11月22日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しにかかる売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人への返却に充当し、当該株式数について、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当による自己株式の処分における処分株式数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当による自己株式の処分における最終的な処分株式数が減少する、または処分そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。